

一般競争入札（条件付）の実施

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、次のとおり一般競争入札（条件付）を実施する。

令和8年9月25日

岡山県知事 伊原木 隆太

1 入札に付する事項

（1）購入物件の名称及び数量

iPad端末管理ツールライセンス「mobiconnect for education」

1式（1,936ライセンス）

（2）購入物件の規格等

インヴェンティット株式会社製

mobiconnect for education

（3）ライセンス使用許諾期間

令和8年11月1日から1年間

（4）納入期限

令和8年10月30日（金）

（5）納入場所

岡山県の指定する場所

（6）入札の方法

落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札金額とすること。

2 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。

（1）県の物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加資格者名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）に登載されていること。

（2）入札参加資格者名簿上の住所が県内であること。

（3）入札参加資格者名簿の営業種目が、「大分類1. 文具事務用機器」であること。

（4）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項に規定する者でないこと。

（5）岡山県物品の売買、修理等及び役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領第10条に規定する入札参加の停止を受けていないこと。

（6）県の物品の売買、修理及び役務の提供の契約に係る一般競争入札（条件付）参加除外等要領に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。

（7）岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に規定する指名除外を受けていないこと。

（8）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立

てがなされていない者であること。ただし、更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者は、その申立てがなされていない者とみなす。

3 契約条項を示す場所

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県教育庁高校教育課教育情報化推進室

TEL: 086-226-7826

Eメール kyoikujoho@pref.okayama.lg.jp

4 入札公告の掲載期間及び掲載方法

(1) 掲載期間

令和8年9月25日（金）から同年10月5日（月）まで

（県の休日（岡山県の休日を定める条例（平成元年岡山県条例第2号）第1条第1項に規定する県の休日をいう。）を除く。）

(2) 掲載方法

岡山県ホームページ及び上記3の場所にて掲載する。

5 入札説明会

開催しない

6 仕様書に対する質問の受付

(1) 受付期間

令和8年9月25日（金）から令和8年10月2日（金）までの午前9時から午後5時まで（最終日は午後4時まで）

（県の休日（岡山県の休日を定める条例第1項第1号に規定する休日をいう。）を除く。）

(2) 方法

「仕様書に関する質問・回答書（別紙①）」を上記3の場所に提出すること。

7 一般競争入札（条件付）参加申出書の提出

(1) この一般競争入札（条件付）に参加を希望する者は、次の書類を令和8年10月5日（月）12時までに、上記3の場所に提出しなければならない。

ア 一般競争入札（条件付）参加申出書（別紙②）

イ 入札機器の構成内訳書（上記アの添付書類）

(2) 入札者は、契約担当者から提出した書類等に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

(3) 入札に参加できる者は、提出された書類の事前審査に合格した者に限る。ただし、仕様上の審査が必要となる場合には、開札後、落札決定を保留し、審査を行う。

(4) 前審査の結果は、不適合の場合のみ、令和8年10月6日（火）17時までに通知する。

8 入札・開札

入札に参加する者は、入札書（別紙④）を日時厳守の上、次のとおり提出しなければならない。

(1) 入札・開札日時及び場所

ア 日時

令和8年10月8日(木) 14時00分

イ 場所

岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県庁出納局用度課入札室

なお、上記の日時に遅れた者は、入札への参加を認めない。

(2) 入札方法

ア 提出方法

次のいずれかの方法によること。

(ア) 持参

契約を締結する権限を有している者(以下「本人」という。)又は代理人が(1)の日時及び場所に入札書を持参すること。

(イ) 郵便等

次に定める期限までに、郵便等(郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者又は同条第9に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便で、書留郵便その他これに準じる方法に限る。)により提出すること。

なお、電話、電報、テレックス、ファクシミリその他の方法による入札は認めない。

① 受領期限

令和8年10月7日(水) 17時到着分まで

② 送付先

岡山県教育庁高校教育課教育情報化推進室

〒700-8570 岡山市北区内山下2丁目4番6号

電話(086)226-7826

③ 郵送方法

入札書を送付する場合は二重封筒とし、入札書の中封筒に入れて密封の上、当該中封筒の封皮に氏名(法人の場合はその名称又は商号)を記入するとともに「令和8年10月8日開札、iPad端末管理ツールライセンスの入札書在中」と朱書きする。

また、外封筒の封皮にも「令和8年10月8日開札、iPad端末管理ツールライセンスの入札書在中」と記入(朱書き)しなければならない。

(ウ) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(エ) 入札書の記載方法

入札書の住所（所在地）、商号又は名称、代表者職氏名には、一般競争入札（条件付）参加申出書に記載した本人について記入し、岡山県との契約、入札等に使用する印鑑を押印すること。

入札金額は、調達物品の本体価格のほか、輸送費及び仕様書等に記載する作業等納入に要する一切の諸経費を含めた額とする。

なお、落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札すること。

(オ) 代理人による入札

入札に際し、代理人により入札を行う場合は、本人からの委任状（別紙③）を持参し、入札前に提出すること。入札書の住所（所在地）、商号又は名称、代表者職氏名には、本人について記入し、当該代理人（受任者）の住所、氏名を記入し、受任者が入札する際に使用する印（受任印）を押印すること。

(3) その他

ア 入札書及び委任状の宛名は、「岡山県知事 伊原木隆太」とする。

イ 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分を線で抹消し、入札者又はその代理人の印で訂正部分について押印をしなければならない。なお、入札金額の訂正は認めない。

ウ 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

エ 入札者が相連合し、又は、不穩の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると契約担当者が認めたときは、入札を延期し、又は、これを中止することがある。

オ 開札前に天災その他やむを得ない理由が生じたときは、入札を延期し、又は、これを中止することがある。

カ 一般競争入札（条件付）参加申出書を提出した者が入札の参加を辞退する場合は、上記（2）ア（イ）①の期限までに辞退届を提出すること。

9 入札保証金

岡山県財務規則第131条及び第133条の規定による。

10 次の入札は無効とする。

- (1) 公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札
- (2) 入札者に要求される事項を満たしていない者のした入札
- (3) 入札公告及び入札説明書に示した諸条件に違反した者のした入札
- (4) その他岡山県財務規則第140条の各号に掲げる入札

11 落札者の決定方法

- (1) 岡山県財務規則第138条の規定に基づいて定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (2) 落札者がいない場合には、その場で再入札を行う。なお、郵便等による入札を行った者は再入札に参加することができない。
- (3) 落札者となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札の開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて入札事務に関係のない職員にくじを引かせ落札者を決定するものとする。
- (4) 入札者の名称及び入札金額を公表する。

12 契約書の作成

契約書を作成する。

13 契約保証金

岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による。

14 その他

落札者は、契約を締結しようとするときは、暴力団の排除に係る誓約書を提出しなければならない。なお、誓約書を提出しないときは、当該契約の締結を拒んだものとみなすので留意すること。